

住宅密集地への対策や住宅の 耐震化の促進について

【住宅密集地の現状と対策について】

令和6年5月
消防局 警防課

【目次】

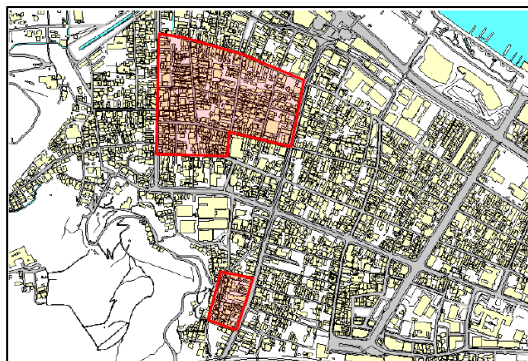
- 1 消防局が取組んでいる事項について・・・ 3 頁
- 2 「防ぎよ資料」の作成について・・・・・・ 5 頁
- 3 「出動体制」の強化について・・・・・・ 7 頁

1 消防局が取り組んでいる事項について

①「防ぎょ資料」の作成

・密集市街地のうち、「延焼危険性」や「避難困難性」が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性や道路閉鎖の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地として、大津市内では「長等二丁目、三丁目の一部、逢坂二丁目の一部」の2地区が『地震時等に著しく危険な密集市街地』に該当しています。

・消防局としては、当該2地区を捉え、火災防ぎょ戦術、道路幅員、空地情報、消防水利等、消火活動上留意すべき事項を定めた「防ぎょ資料」を作成し、密集市街地の災害発生時における活動体制の確立に努めています。



区域地図

- ・ 長等二丁目、三丁目の一部
(8 . 6 h a)
- ・ 逢坂二丁目の一部
(1 . 3 h a)

②「出動体制」の強化

- ・当該密集市街地において火災が発生した場合、大規模な街区火災となる危険性が高く、延焼阻止を図るためには、迅速に多くの放水隊形を確保する必要があります。

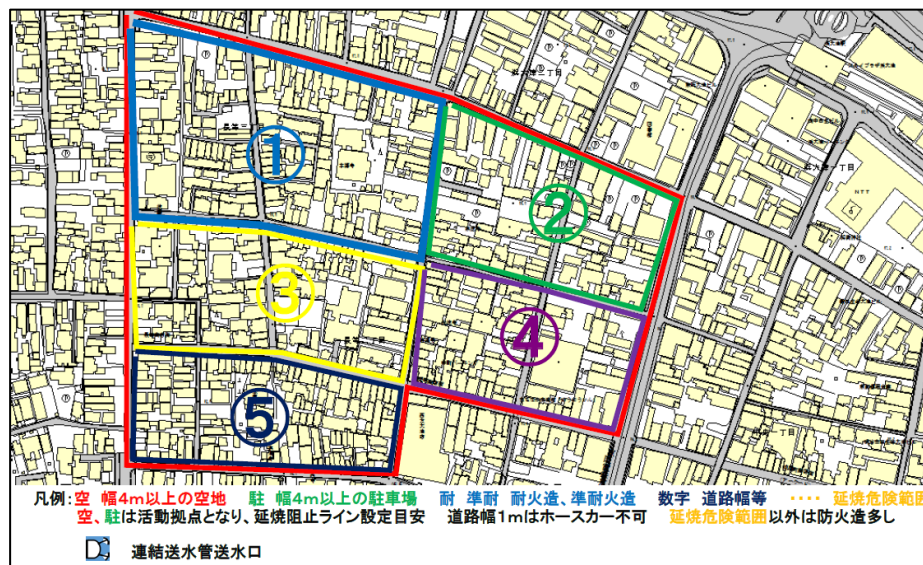
- ・そのため、①の「防ぎよ資料」を活用した防ぎよ計画と合わせて、当該密集市街地については、消防隊の出動隊数を増強し、「出動体制」の強化を図っています。

2 「防ぎょ資料」の作成について

■ 作成の目的

・ 街区の構成状況（道路幅員、空地情報、耐火建物、消防水利等）を調査、把握し、火災防ぎょ戦術を検討し、当該地域特性に応じて、**効果的に消防活動を行う**ことを目的に作成したものとなります。

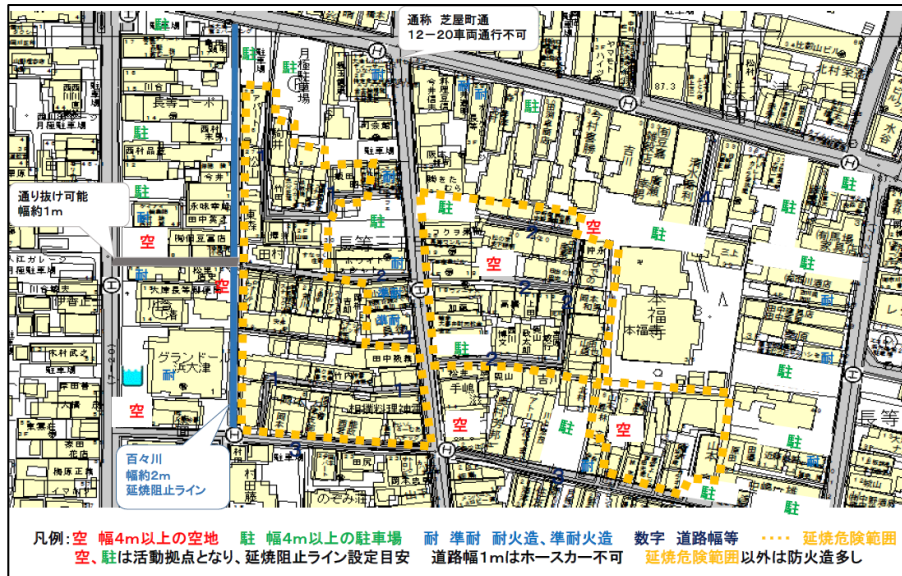
※当該資料は、火災事案以外の各種災害時においても有効に活用できるものとなっています。



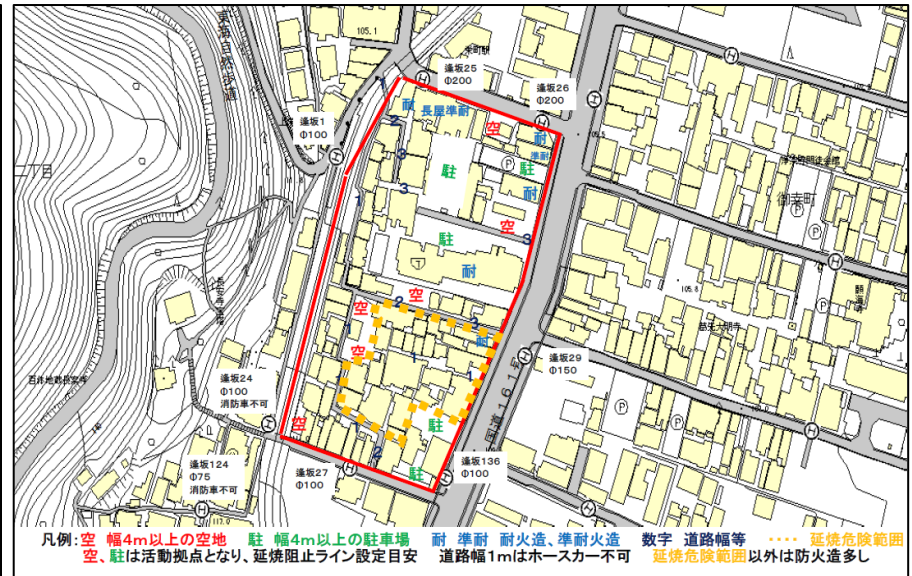
2 「防ぎょ資料」の作成について

■作成資料一例

長等二丁目、三丁目の一部



逢坂二丁目の一部



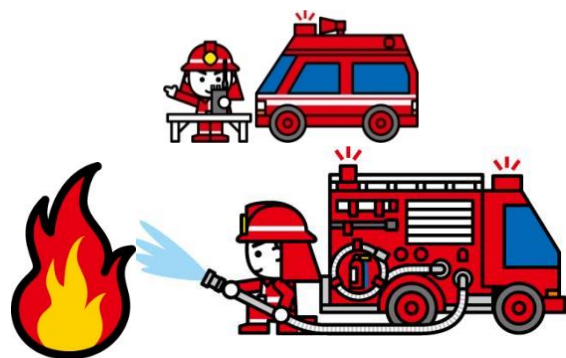
- ・ 区域図に「幅4m以上の空地」、「幅4m以上の駐車場」、「耐火造建物」、「消防水利」、「道路幅」等の情報を明記し、『活動拠点』、『延焼阻止ライン』、『延焼危険範囲』、『消防車両の進入可否』等を示し、**消防活動の指針**となる資料となります。

3 「出動体制」の強化について

■ 出動計画

- 消防隊等の出動計画において、当該密集市街地については、出動隊数を増強し、**現場即応体制の強化**を図っています。

出動計画表の一部



災害種別	出動区分	出 動 隊 数 （車 両）							
建物火災	第 1 出動	指揮隊	2	消火隊	4	救助隊	2	救急隊	1
	(密集地)	指揮隊	2	消火隊	6	救助隊	2	救急隊	1
	第 2 出動	指揮隊	2	消火隊	6	救助隊	2	救急隊	2
	第 3 出動	指揮隊	2	消火隊	8	救助隊	2	救急隊	2

◇密集市街地における建物火災については、通常の建物火災出動隊と比較し、**消火隊2隊を増強**しています。

※ 第1出動：一般住宅等、比較的小規模な建物に対する出動体制

第2出動：大規模な防火対象物や火災警報等の発令中又は増隊要請等に対する出動体制

第3出動：火災拡大による現場要請に対する出動体制